制作者のための
ロケーション撮影に関するガイドライン

令７年(2025 年)3 月

江戸川区 SDG 推進部 広報課

Ⅰ　ロケーション撮影について

江戸川区（以下「区」という。）は、ロケーション撮影（以下「ロケ撮影」という。）に関する相談窓口を設け、円滑なロケ撮影の実現に向けた支援を行います。

1　ロケ撮影とは

事業者や個人が、テレビ番組、映画、ＣＭ、雑誌、動画コンテンツ、ラジオ番組等の作品を営利目的で制作するため、画像・映像の撮影及び収録を行うこととします。

なお、本区におけるロケ撮影の対象施設は、「区が所有または管理する施設及び公有財産等（以下「区施設等」という。）」とします。

2　ロケ撮影相談窓口と支援について

区内でロケ撮影に関するご相談は、以下 web フォームからご連絡ください。

(1) ロケーション撮影相談フォーム

https://9958817c.form.kintoneapp.com/public/d899184e5103ad016539abc13feb25c6cae8859695513fcf2b4e5a340221acd0

(2) 電話相談

江戸川区 SDGs 推進部　広報課　シティプロモーション係

電　話　　03（5662）0323

相談受付　月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く）

午前８時 30 分～午後５時 15 分

(2) 支援内容：・ロケ撮影に関する相談受付（区施設等の情報提供）

・ロケ撮影に関する情報の発信

・各施設主管課・施設管理者と撮影可否に関する調整 等

※エキストラの手配、民間施設の相談受付、宿泊施設、弁当などの紹介・あっせんは行いません。

3　支援の基準

ロケ撮影相談窓口（広報課）は、以下の基準を満たすロケ撮影に対し、各施設主管課・施設管理者と協議のうえ支援を行います。

ただし、次の基準を満たす場合であっても、撮影にかかる最終的な各施設の使用許可等の判断は各施設主管課・施設管理者が行います。

(1) 撮影内容が公序良俗に反しないこと。
(2) 特定の宗教または政治的信条に関する活動を目的としないこと。
(3) 撮影に危険行為や迷惑行為を伴わないこと。
(4) 撮影可否の調整及び使用許可等の手続等に十分な期間を有すること。
(5) 撮影が施設管理及び運営上、支障がないものであること。
(6) 区の魅力発信及び地域の活性化につながることが見込めること。

4　撮影までの流れ

ロケ撮影の相談を受けてから撮影を許可するまでの流れは以下のとおりです。

(1) 撮影の相談

制作者はおおむね撮影の 10 日前までに、「ロケーション撮影相談フォーム」から

企画書、台本・絵コンテ、撮影する際のスタッフ配置図等、撮影内容がわかる資料を提出しロケ撮影相談窓口（広報課）に相談します。
※撮影日直前の場合はお受けできない場合があります。

(2) 情報提供・案内等

ロケ撮影相談窓口は、制作者へ区施設等の情報提供や撮影までの流れ、手続の案内等を行います。

(3) 撮影可否に関する調整

ロケ撮影相談窓口にて、撮影を希望する各施設の主管課・施設管理者と撮影の可否について協議し、その結果を制作者へ連絡します。

(4) 撮影詳細の確認

ロケ撮影相談窓口は上記（1）による相談内容に基づき、詳細な撮影内容や区のクレジット掲載等について確認を行います。

(5) 各施設への使用許可等に関する手続

制作者は、各施設主管課・施設管理者へ使用許可等に関する手続を行います。

(6) 各施設の使用許可等

各施設主管課・施設管理者は、各規程に基づき、使用許可等を行います。

(7) 撮影

当日の撮影については、必要に応じて各施設主管課・施設管理者またはロケ撮影相談窓口職員が立ち会うこととします。

Ⅱ　制作者の遵守事項等

1　遵守事項

ロケ撮影に際しては、制作者は次の事項を遵守するとともに、責任者はじめ全ての撮影スタッフに周知徹底してください。遵守事項に反した場合は、今後一切の撮影協力を行わない場合があります。

(1) 関係法令・条例等を遵守すること。
(2) 各施設主管課・施設管理者が定める撮影許可、条件等を遵守し、各施設及び施設利用者へ配慮すること。管理上、安全、個人保護のため必要に応じて、各施設主管課・施設管理者又はロケ撮影相談窓口（広報課）職員が立ち会う場合があることを了承すること。
(3) 許可を受けた場所以外では撮影しないこと。
(4) 許可を受けた区施設等を撮影目的以外で使用しないこと。
(5) 撮影日当日に撮影時間の延長や撮影内容の変更はしないこと。
また、許可された撮影の内容変更やキャンセルする場合は、速やかに各施設主管課・施設管理者及びロケ撮影相談窓口に連絡すること。
(6) 早朝や夜間の撮影、騒音の発生など、周辺住民の迷惑及び生活環境を損なう撮影は行わないこと。
(7) 道路上での撮影を伴う場合は、所管の警察署への許可を得ること。また、適切な迂回等の設置誘導や交通整理要員を配置すること。
(8) 違法駐車など、周辺住民の迷惑となるような駐車をせずに駐車場を確保すること。
(9) 一般の区施設等利用者や通行人の肖像権を侵害しないよう十分に配慮すること。
(10) 撮影許可を受けた区施設等を第三者の制作者・団体と共同使用はしないこと。
(11) 火気や煙は使用しないこと。

(12) 備品等を移動する場合は、各施設主管課・施設管理者の指示に従い、細心の注意をもって移動し、撮影終了後速やかに原状復帰すること。
(13) 撮影に際し、必要な電源は制作者が用意すること。やむを得ず区施設等の電気、水道、ガス等を使用する場合は、その可否や使用場所及び方法、光熱水費の負担について、事前に各施設主管課・施設管理者と協議し、指示に従うこと。
(14) 区施設内の書類や施設管理者が所有する PC 機器等の閲覧及び撮影を行わないこと。
(15) 撮影終了後は速やかに清掃し、原状復帰すること。また、撮影で生じたゴミはすべて持ち帰り、適切に廃棄処理すること。
(16) 喫煙の可否及び喫煙場所は、各施設主管課・施設管理者の指示に従うこと。
(17) 感染症対策について、各業界団体の感染防止対策ガイドラインおよび区施設等の感染防止対策に従うこと。
(18) 上記のほか、各施設主管課・施設管理者及びロケ撮影相談窓口との協議の中で指示・条件が出た場合は厳守すること。

2　事故対応等

事故等に備えて、制作者は以下のとおり対応してください。
(1) ロケ撮影中の事故防止及び公共物・第三者の所有物、機器等に損害を与えないための予防措置を講じるなど安全対策には万全を期すること。また、撮影中の事故に備え、あらかじめ撮影に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入すること。
(2) 撮影により事故やトラブル等が発生した場合は、制作者においてすべての責任を負うこと。直ちに撮影を中止し、被害者の救護や被害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、速やかに各施設主管課・施設管理者及びロケ撮影相談窓口に報告すること。
(3) 区施設等ほか第三者に損害を与えた場合は、制作者の責任において損害を賠償すること。

3　免責事項について

区は、撮影に伴い制作者に生じた損害等について一切責任を負いません。ただし、区の責に帰すべき事由により発生した損害等についてはこの限りではありません。

4　その他

区の魅力発信のため、制作者は以下について可能な限りご協力ください。
(1) 区職員によるロケ撮影現場の撮影
(2) 区の広報やホームページ、ＳＮＳ等でのロケ撮影実績及び作品情報の紹介
(3) 区や区施設等の協力についてのクレジット掲出
(4) 作品のポスターやパンフレットの提供
(5) 撮影風景の写真や作品情報の区発行物への掲載や区イベント等での紹介等、二次利用

【問い合わせ先】
江戸川区 SDGs 推進部　広報課
シティプロモーション係
電話　03 - 5662-0323（直通）